



県章

山形県公報

平成30年6月1日(金)

第2948号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………(県土利用政策課) ……556

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……560
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(同) ……561
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……562
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……563
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……564
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……565
- 同……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……567
- 生活保護法による指定施術機関の変更の届出……………(同) ……同
- 介護保険法による指定情報公表センターの指定……………(長寿社会政策課) ……568
- 歳入の収納の事務の委託……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(同) ……569
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……570
- 同……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……571
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 保安林内の皆伐面積の限度……………(林業振興課) ……572
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録……………(同) ……573
- 歳入の徴収の事務の委託……………(置賜総合支庁建設総務課) ……574
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……同

病院事業局関係

告 示

○指定代理納付者の指定……………同

公 告

- 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施……………（危機管理課）…同
 ○平成30年度教科書展示会の開催……………（教育委員会）…576
 ○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（中央病院）…577

規 則

山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第52号

山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

山形県屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第8条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 表示する内容の一部の変更で、表示する内容の種類、位置、形状及び大きさの変更を伴わないもの
 第11条の次に次の2条を加える。

(点検)

第11条の2 条例第12条の2第1項の規定による点検は、条例第23条第1項第1号に規定する者若しくは知事が指定する屋外広告物の点検に関する研修を修了した者又は次の各号に掲げる広告物及び掲出物件の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものでなければならない。

(1) 建植広告、壁面利用広告及び屋上利用広告（いずれも特殊装置広告を除く。） 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（木造建築士を除く。）の資格を有する者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による建築施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、条例第23条第1項第2号又は第3号に規定する者

(2) 電力柱等利用広告（袖看板に限り、特殊装置広告を除く。） 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士又は電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）第2条の2第1項第1号に規定する電気工事に係る同法第3条第3項に規定する特種電気工事資格者（次号において「特種電気工事資格者」という。）であつて、条例第23条第1項第2号又は第3号に規定する者

(3) 特殊装置広告 特種電気工事資格者であつて、条例第23条第1項第2号又は第3号に規定する者

2 条例第12条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、電力柱等利用広告（袖看板を除く。）、はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、広告旗及びアドバルーン並びに道路標識とする。

(点検の結果の報告)

第11条の3 条例第12条の2第2項の規定による報告は、条例第6条第1項の規定による許可の更新の申請の日前3月以内に行つた点検の結果について、屋外広告物安全点検結果報告書（別記様式第5号の2）に次に掲げる書類等を添えて、同項の規定による許可の更新の申請と併せて行わなければならない。

(1) 点検の状況を明らかにしたカラー写真

(2) 点検を行つた者に係る前条第1項に規定する資格を有することを証する書類の写し

第16条第1項第1号中「（昭和25年法律第202号）」を削り、同項第2号中「（昭和35年法律第139号）」を削る。

別表第3壁面利用広告の項第1項第3号中「の合計」を「（当該広告板の利用に係る壁面と同一方向に表示する2に掲げる広告板の表示面積を含む。）の合計」に改め、同表壁面利用広告の項第2項第4号中「建物」を「当該広告板の利用に係る壁面」に改め、同号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 表示面積（当該広告板の表示する方向と同一方向に面した壁面を利用する1に掲げる広告板の表示面積を含む。）の合計が当該壁面積の3分の1以下であること。

別表第3電力柱等利用広告の項第1項中「袖看板」を「袖看板（これに類する特殊装置広告を含む。）」に改め、同項第1号中「以下である」を「（消火栓の位置を示す標識を利用して表示する広告物にあつては、0.8メートル）以下である」に改める。

別表第4壁面利用広告の項第2項第4号中「建物」を「当該広告板の利用に係る壁面」に改める。

別記様式第1号中 「工事施行者」 を 「工事施工者」 に、

「

	要	不要
--	---	----

」 を

「

地区計画の届出	要	不要
---------	---	----

」 に改め、同様式の注書に次の1項を加える。

3 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき確認済証の交付を受けなければならない広告物又は掲出物件にあつては、当該確認済証の写しを添付すること。

別記様式第1号の2中 「工事施行者」 を 「工事施工者」 に、

「

--	--

」 を

「

地区計画の届出	要	不要
---------	---	----

」 に改め、同様式の注書に次の1項を加える。

3 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき確認済証の交付を受けなければならない広告物又は掲出物件にあつては、当該確認済証の写しを添付すること。

別記様式第2号中 「

管 理 者	住 所	電 話 番		
	氏 名		職 業	

」 を

「

管 理 者	住 所	電 話		
	氏 名		職 業	
他法令との関係	道路占用の許可	要	不要	に改め、同様式に次の
	道路使用の許可	要	不要	
	建 築 確 認	要	不要	
	地区計画の届出	要	不要	

」

注書を加える。

(注) 条例第3条第1項の規定による許可を受けた時点から新たに他法令に基づく許可等を受け、又は当該時点で受けていた他法令に基づく許可等に変更があつたときは、当該許可等に係る許可書等の写しを添付すること。

別記様式第3号中 「

管 理 者	住 所	電 話 番		
	氏 名		職 業	

」 を

管 理 者	住 所	電 話		
	氏 名		職 業	
工 事 施 工 者	住 所	※ 電 話		
	氏 名	※		
工 事 予 定 期 間	※着工	年 月 日	※完成	年 月 日
他 法 令 と の 関 係	道路占用の許可	要 不要		
	道路使用の許可	要 不要		
	建 築 確 認	要 不要		
	地区計画の届出	要 不要		

に改め、同様式に次の

注書を加える。

- (注) 1 ※欄は、はり紙、はり札等及び立看板等については記入する必要はない。
 2 条例第3条第1項の規定による許可を受けた時点から新たに他法令に基づく許可等を受け、又は当該時点で受けていた他法令に基づく許可等に変更があつたときは、当該許可等に係る許可書等の写しを添付すること。

別記様式第3号の2中

変 更 の 理 由	
-----------	--

を

変 更 の 理 由				
工 事 施 工 者	住 所	※ 電 話		
	氏 名	※		
工 事 予 定 期 間	※着工	年 月 日	※完成	年 月 日

に改め、同様式に次の

注書を加える。

- (注) ※欄は、はり紙、はり札等及び立看板等については記入する必要はない。
 別記様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第5号の2

年 月 日

山形県知事 殿

報告者 住所
氏名又は名称及び代表者の氏名
電話番号

屋外広告物安全点検結果報告書

山形県屋外広告物条例第12条の2第2項の規定により、次のとおり報告します。

種 別	許可年月日	年 月 日	番 号	指 令 第 号
表示又は設置場所				
設 置 年 月 日	年 月 日	点 検 年 月 日	年 月 日	
点 検 者	氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号			
	資 格 名 称			
点 検	点 検 内 容		異 常	改 善 の 概 要
上 部 基 礎 部 ・ 構 造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき		有 無	
	2 基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常		有 無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		有 無	
支 持 部	1 鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間		有 無	
	2 鉄骨接続部（ボルト・ナット・ビス）のゆるみ、欠落		有 無	
取 付 部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形		有 無	
	2 ベース周辺・コーキングの老朽化、溶接部の劣化		有 無	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常		有 無	
広 告 板 ・ 文 字	1 広告板面・文字等の汚れ、変色、さび		有 無	
	2 広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落		有 無	
	3 枠組み部材の破損、ねじれ、腐食		有 無	
照 明 装 置	1 蛍光灯・照明灯・LEDの不点、ネオン管の不発光		有 無	
	2 照明器具・LEDの取付部の破損、変形、さび、漏水		有 無	
	3 ネオン管・サポート類の破損		有 無	
	4 ネオントランス・その周辺の損傷、接続不良		有 無	
そ の 他	1 付属部材（※）の腐食、損傷		有 無	
	2 避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷		有 無	
	3 その他点検した事項（ ）		有 無	

※ 装飾、振れ止め棒、鳥よけその他付属品

(注) 広告物の種別に応じ、該当する点検項目について記入すること。

別記様式第11号及び別記様式第14号中「電話番号」を「電話番号
電子メールアドレス」に改める。

別記様式第16号中

勤 務 先	郵便番号
	電話番号

を

に改める。

勤務先名称	
勤務先住所	郵便番号 電話番号

附 則

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定、別表第3壁面利用広告の項第2項第4号及び別表第4壁面利用広告の項第2項第4号の改正規定（「建物」を「当該広告板の利用に係る壁面」に改める部分に限る。）並びに別記様式第1号から別記様式第3号の2まで、別記様式第11号、別記様式第14号及び別記様式第16号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号から別記様式第3号の2まで、別記様式第11号、別記様式第14号及び別記様式第16号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

告 示

山形県告示第434号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
社会福祉法人友愛会 山形市みはらしの丘四丁目15番地3	放課後等デイサービス ふぁーすと・すてっぷ 上山市十日町9番8号	放課後等デイサービス	平成30. 4. 9

山形県告示第435号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
株式会社セカンドハウス彩祐結 山形市嶋南三丁目4番3号	セカンドハウス彩祐結 嶋南の家2 山形市嶋南三丁目4番32号	放課後等デイサービス	平成30. 4. 8

山形県告示第436号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社青空介護サービス	青空つどいの家 西村山郡河北町西里字白山堂737番地の1	通 所 介 護	平成30. 4. 26
合同会社望見	訪問看護ステーションココロイキ 山形市八日町一丁目3番60号の2	訪 問 看 護	同

山形県告示第437号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社望見	訪問看護ステーションココロイキ 山形市八日町一丁目3番60号の2	介護予防訪問看護	平成30. 4. 26

山形県告示第438号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人村山市社会福祉協議会	村山市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所 村山市中央一丁目5番24号	介護予防訪問入浴介護	平成30. 3. 19

山形県告示第439号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
社会福祉法人友愛会 山形市みはらしの丘四丁目15番地3	就労継続支援B型 ふぁーすと・すてっぷ 上市市十日町9番8号	就労継続支援（B型）	20名	平成30. 4. 9

山形県告示第440号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
特定非営利活動法人ひびき 長井市屋城町5番15号	POCCOよねざわアップルハウス 米沢市塩井町塩野3419-3	放課後等デイサービス	平成30. 5. 24

山形県告示第441号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
宝田整形外科クリニック La Santé 診療所	鶴岡市日枝字小真木原88番地1	平成29. 3. 1
医療法人徳洲会庄内余目病院（医科）	東田川郡庄内町松陽一丁目1番地1	平成30. 2. 1
医療法人徳洲会庄内余目病院（歯科）	東田川郡庄内町松陽一丁目1番地1	同
かりん調剤薬局	山形市馬見ヶ崎四丁目2番5号	同 3. 1
みずか歯科医院	鶴岡市下川字七窪2番地1199	同
さくら薬局楯岡店	村山市楯岡晦日町4番11号	同
米沢市立病院（歯科）	米沢市相生町6番36号	同 4. 1
ハート調剤薬局大山店	鶴岡市平成町10番6	同
青沢診療所	酒田市北青沢字家ノ前280番地	同
日本海八幡クリニック	酒田市小泉字前田37番地	同
升田診療所	酒田市升田字東向16番地	同

山形県告示第442号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
 つねファミリー歯科
 天童市芳賀タウン北五丁目6番27号
 (2) 変更の内容

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
天童市芳賀土地区画整理事業地内37街区	天童市芳賀タウン北五丁目6番27号	平成29. 11. 13

- 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
 ましま内科クリニック
 鶴岡市ほなみ町7番11号
 (2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
高橋クリニック	ましま内科クリニック	平成30. 4. 1

- 3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
 日本海酒田リハビリテーション病院
 酒田市千石町二丁目3番20号
 (2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
日本海総合病院酒田医療センター	日本海酒田リハビリテーション病院	平成30. 4. 1

山形県告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
近 岡 小 児 科 医 院	山形市桜町三丁目7番25号	平成27. 9. 30
医療法人社団山形愛心会庄内余目病院 (内科)	東田川郡庄内町松陽一丁目1番地1	平成30. 1. 31
医療法人社団山形愛心会庄内余目病院 (歯科)	東田川郡庄内町松陽一丁目1番地1	同

さくら薬局楯岡店	村山市楯岡晦日町4番11号	同	2.28
酒田市立青沢診療所	酒田市北青沢字家ノ前280番地	同	3.31
酒田市立八幡病院	酒田市小泉字前田37番地	同	
酒田市立升田診療所	酒田市升田字東向16番地	同	
訪問看護ステーションやわた	酒田市小泉字前田37番地	同	
伊藤内科クリニック	長井市緑町13番11号	同	
アカシア調剤薬局	長井市舟場22番6号	同	
さくら調剤薬局	南陽市赤湯340番地2	同	
宮内さくら調剤薬局	南陽市宮内4549番地1	同	

山形県告示第444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成30年6月1日

山形県知事 吉村美栄子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
ひなたぼっこデイサービスセンター	介護予防通所介護	米沢市舘山一丁目2番6-2号	平成30. 2. 1
デイサービスセンターすまいる	通所介護	酒田市船場町一丁目9番10号	同 3. 1

山形県告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年6月1日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
天童市地域包括支援センター中央
天童市老野森二丁目6番3号
- (2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
天童市地域包括支援センター	天童市地域包括支援センター中央	平成27. 4. 1

2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

さくらホーム居宅介護支援事業所

酒田市若浜町6番25号

(2) 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
酒田市字西田12番地の5	酒田市若浜町6番25号	平成30. 1. 1

山形県告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
訪問看護ステーションやわた	居 宅 介 護 支 援	酒田市小泉字前田37番地	平成23. 10. 30

山形県告示第447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ほんま内科胃腸科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 訪問看護 介護予防訪問看護	酒田市光ヶ丘二丁目19番19号	平成29. 12. 31
医療法人社団山形愛心会庄内余目病院（医科）	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 訪問看護 介護予防訪問看護	東田川郡庄内町松陽一丁目1番地1	平成30. 1. 31
医療法人社団山形愛心会庄内余目病院（歯科）	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	東田川郡庄内町松陽一丁目1番地1	同
さふらん上山店	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	上山市仙石字元糸目797	同 2. 28
ひなたぼっこデイサービスセンター	介護予防通所介護	米沢市舘山一丁目2番6-2号	同 3. 13
有限会社ヴィーヴル	介護予防訪問介護	米沢市東二丁目2番27号	同
訪問看護ステーションやわた	訪問看護 介護予防訪問看護	酒田市小泉字前田37番地	同 3. 31
伊藤内科クリニック	訪問看護 介護予防訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	長井市緑町13番11号	同
ニチイケアセンターこあら訪問看護ステーション	訪問看護 介護予防訪問看護	酒田市こあら二丁目5番2号	同 4. 16

山形県告示第448号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
中 川 涼 太	石 島 氣 療 接 骨 院	山形市北江俣71番地	平成30. 3. 7
菅 久 仁 彦	からだ元気治療院 山形中央店～鍼灸～ からだ元気治療院 山形西店	山形市飯田三丁目2番22号 山形市瀬波三丁目6番11号	同 3.20

山形県告示第449号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地

大泉 広男

おおいづみ整骨院

山形市清住町二丁目4番12号

- (2) 変更の内容

施 術 所 の 名 称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
大泉接骨院	おおいづみ整骨院	平成30. 1. 22

施 術 所 の 所 在 地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
山形市清住町二丁目1番16号	山形市清住町二丁目4番12号	平成30. 1. 22

- 2 (1) 届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地

加藤 剛

健康春日接骨院

米沢市城南一丁目7番59号

- (2) 変更の内容

施術所の名称		変更年月日
変更前	変更後	
春日接骨院	健康春日接骨院	平成30. 3. 31

施術所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
米沢市春日五丁目2番22号	米沢市城南一丁目7番59号	平成30. 3. 31

山形県告示第450号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の42第2項の規定により、指定情報公表センターを次のとおり指定した。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定情報公表センターの名称	指定情報公表センターの住所	情報公表事務を行う事務所の所在地	指定期間
特定非営利活動法人エール・フォーユー	山形市小白川町二丁目3番31号	同 左	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで

山形県告示第451号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 委託した収納事務
介護サービス情報の公表等手数料の収納事務
- 受託者の名称及び所在地
(1) 名 称 特定非営利活動法人エール・フォーユー
(2) 所在地 山形市小白川町二丁目3番31号
- 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

山形県告示第452号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、寒河江川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	安 孫 子 賢 勇	寒河江市大字柴橋1665番地

山形県告示第453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営中田地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営中田地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
村山市役所
- 3 縦覧に供する期間
平成30年6月8日から同年7月6日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営峯岸地区土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営峯岸地区土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
尾花沢市役所
- 3 縦覧に供する期間
平成30年6月8日から同年7月6日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営南山形地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営南山形地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
山形市役所
- 3 縦覧に供する期間
平成30年6月8日から同年7月6日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第456号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営清水地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営清水地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
村山市役所
- 3 縦覧に供する期間
平成30年6月8日から同年7月6日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第457号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊佐沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 茂	長井市上伊佐沢2760番地
同	渋 谷 正	同 1338番地
同	朝 倉 幸 雄	同 中伊佐沢358番地
同	志 釜 和 紀	同 芦沢甲532番地
同	平 子 良 之	同 下伊佐沢892番地
同	小 関 一 広	同 507番地
同	那 須 宗 一	同 中伊佐沢949番地
同	増 田 治 彦	同 下伊佐沢847番地

山形県告示第458号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊佐沢土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 茂	長井市上伊佐沢2760番地
同	渋 谷 正	同 1338番地
同	朝 倉 幸 雄	同 中伊佐沢358番地
同	志 釜 和 紀	同 芦沢甲532番地
同	平 子 良 之	同 下伊佐沢892番地
同	小 関 一 広	同 507番地
同	那 須 宗 一	同 中伊佐沢949番地
同	増 田 治 彦	同 下伊佐沢847番地

山形県告示第459号

平成30年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林		皆伐面積の限度
		ヘクタール
日向川	水源かん養保安林	288.57
相沢川	同	118.53
田川	同	523.16
五十川～鼠ヶ関川	同	85.31
鮭川	同	568.11
小国川	同	352.93
銅山川～角川	同	414.40
北村山	同	448.20
寒河江川	同	222.32
月布川～朝日川	同	79.30
山形川	同	292.63
白川	同	390.07
荒川	同	371.35
置賜川	同	530.01
前川	同	14.68
日向川	土砂流出防備保安林	11.80
相沢川	同	16.43
田川	同	349.02
五十川～鼠ヶ関川	同	143.88
鮭川	同	47.56
小国川	同	42.85
銅山川～角川	同	32.68
北村山	同	422.86
寒河江川	同	63.02
月布川～朝日川	同	44.16
山形川	同	119.85
白川	同	510.61
荒川	同	61.52
置賜川	同	300.82
前川	同	28.90
遊佐町	飛砂防備保安林	22.98
酒田	同	17.46
鶴岡市	同	3.82
遊佐町	防風保安林	0.62
酒田	同	0.26
酒田	干害防備保安林	8.75
鶴岡市	同	5.50
庄内町	同	0.02
戸沢村	同	11.60
舟形町	同	1.67
鮭川	同	0.94

山形県告示第461号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した徴収事務
米沢ヘリポートの着陸料及び停留料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
(1) 名 称 東北警備保障株式会社
(2) 所在地 米沢市アルカディア一丁目808番地の17
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

山形県告示第462号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び長井市役所において縦覧に供する。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第340号
- 2 指定の場所 長井市泉字昭和2198番4、2240番の一部及び2263番の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.10メートル以上6.30メートル以下
延長43.50メートル
- 4 指定年月日 平成30年5月22日

病院事業局関係**告 示****山形県病院事業告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成30年6月1日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

- 1 指定代理納付者の名称及び所在地
イオンクレジットサービス株式会社
東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
- 2 指定代理納付者に納付させることができる収入
山形県立病院料金条例（平成14年10月県条例第51号）に規定する料金
- 3 指定年月日
平成30年4月1日

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成30年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 講習の種別
(1) 給油取扱所講習
給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習
(2) 石油コンビナート講習
石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物

施設（前号に掲げる危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

(3) 一般講習

前2号に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

2 講習の日時及び場所

(1) 給油取扱所講習

日	時	場 所
平成30年8月24日（金）	午前9時から	東田川郡三川町
同	9月4日（火）午後1時30分から	長井市
同	9月14日（金）午前9時から	米沢市
同	9月19日（水）午後1時30分から	東田川郡三川町
同	9月27日（木）同	山形市
同	10月5日（金）午前9時から	新庄市
同	10月16日（火）午後1時30分から	村山市
同	10月19日（金）午前9時から	寒河江市
同	12月5日（水）同	山形市

(2) 石油コンビナート講習

日	時	場 所
平成30年8月22日（水）	午後1時30分から	酒田市

(3) 一般講習

日	時	場 所
平成30年8月23日（木）	午後1時30分から	東田川郡三川町
同	9月5日（水）午前9時から	長井市
同	9月13日（木）午後1時30分から	米沢市
同	9月20日（木）午前9時から	東田川郡三川町
同	9月26日（水）午後1時30分から	山形市
同	9月27日（木）午前9時から	同

同	10月4日（木）午後1時30分から	新庄市
同	10月16日（火）午前9時から	村山市
同	10月19日（金）午後1時30分から	寒河江市
同	10月25日（木）同	東田川郡三川町
同	10月26日（金）午前9時から	同
同	11月29日（木）午後1時30分から	米沢市
同	11月30日（金）午前9時から	同
同	12月5日（水）午後1時30分から	山形市

3 講習受講対象者

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない危険物取扱者

4 受講手続

受講申請書を平成30年6月25日（月）から同年7月20日（金）までの間に、山形市鉄砲町二丁目19番68号山形県村山総合支庁附属棟山形県危険物安全協会連合会に提出すること。

5 その他

詳細については、環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課消防保安担当（電話番号023(630)2229）又は山形県危険物安全協会連合会（電話番号023(632)5744）に問い合わせること。

平成30年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

平成30年6月1日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

1 教科書展示会の開始の時期

平成30年6月15日（金）

2 教科書展示会の期間

14日間 各日午前9時から午後4時45分まで

3 会場及び展示内容

教科書展示会場	展示内容
天童市大字山元字犬倉津2515番地 山形県教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用) ※ 一般図書を含む
山形市城西町二丁目2番15号 山形市総合学習センター	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)

寒河江市大字西根字石川西355番地 山形県村山教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
村山市中央一丁目3番6号 北村山視聴覚教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
新庄市大字金沢字大道上2034番地 山形県最上教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
米沢市金池三丁目1番14号 置賜総合文化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
長井市高野町二丁目3番1号 山形県置賜教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
東田川郡三川町大字横山字袖東7番1号 山形県庄内教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
酒田市本町二丁目2番45号 酒田市役所本庁舎内	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)

備考 土曜日及び日曜日の開催並びに展示時間の延長等については、会場により異なる。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年6月1日

山形県立中央病院長 細 矢 貴 亮

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
山形県立中央病院総合医療情報システム保守運用支援業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立中央病院経営戦略課情報企画係 山形市大字青柳1800番地
電話番号023(685)2626 (内線3168)
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年3月30日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 随意契約に係る契約金額 220,929,670円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

平成30年6月1日印刷 発行所 山形県庁
平成30年6月1日発行 発行人 山形県